

(要項2)

改訂 2020年8月15日

## AW 畜産農場認証に関する要項

### 第1 目的

我が国において、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマルウェルフェア畜産」または「AW 畜産」という）の展開を促進するとともに消費者の理解を得るため、AW 畜産農場認証に関する認証要項を定め、AW 畜産の普及・推進に寄与することを目的とする。

### 第2 認証の種類と認証対象者

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）は、AW畜産農場認証に関する要項と認証対象者を定め、申請により各々の基準を満たす者に対し認証を行なうものとする。

### 第3 認証条件

#### 1 認証条件

- (1) 各畜種の AW 評価法に従う。
- (2) 前項 AW 評価法の動物・施設・管理の各ベースにおいて、80%以上の基準を満たすこと。
- (3) 各畜種の評価法は必要に応じて見直しを行う。
- (4) 家畜の由来は原則として、自らの経営内で本条件により飼養した自家繁殖育成した家畜とする。やむを得ない理由により、外部からの導入をする場合は、家畜の来歴の情報を開示すること。
- (5) 認証後、5年に1回以上、AWに関する研修会に参加すること。
- (6) 家畜の売買や淘汰、獣医師による治療の記録を3年以上保管すること。
- (7) 関連法令を遵守する農場であること。
- (8) 協会の正会員であること。
- (9) AW 畜産認証農場や協会等と協力し、ともに AW 畜産の普及・推進に努める意思があること。

#### 2 費用

認証審査に係る費用（資料1）および認証審査員の旅費（実費）、会員年会費の支払いが確認されてから認証状を発行する。

#### 3 申請書類

認証の申請を行う者は各畜種ごとに以下の書類を提出すること。

##### 3-1 乳牛

- ①認証申請書（様式1）
- ②農場認証の事前調査用紙（乳牛）（様式4）
- ③誓約書（様式6）

### 第4 認証の有効期間

AW 畜産農場認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。

### 第5 立ち入り審査および認証期間内の審査

#### 1 事前提出書類

立ち入り審査の実施前まで協会が指定する事前調査用紙等を提出すること。

#### 2 立ち入り審査の回数

新規認証時は、年2回（夏冬）の立ち入り審査の両方を合格することにより認証する。認証後1～2年目は年1回審査、3年目は認証失効日までに年2回（夏冬）審査する。認証期間を更新した場合は、認証後1～3年目の審査を繰り返す。

### 3 再審査

審査に不合格の場合は再審査を行う。ただし、再審査は2回までとする。

### 4 審査費用

審査および再審査の費用は「農場認証の審査費用」（資料1）に定める。

### 5 改善指導

改善指導などがある場合、協会はその旨を農場に指摘し、立ち入り調査などを実施することができる。

## 第6 認証申請者の欠格事項

認証制度に関する基本要項（要項1）の第6に定める。

## 第7 認証の決定および認証状の交付

認証制度に関する基本要項（要項1）の第7に定める。

## 第8 認証マーク

認証制度に関する基本要項（要項1）の第8に定める。

## 第9 認証書の掲示

認証制度に関する基本要項（要項1）の第9に定める。

## 第10 認証の更新

認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする者は、有効期間が満了する日の1年前までに認証更新申請書（様式2）を代表理事あてに提出する。

## 第11 認証の取消

認証制度に関する基本要項（要項1）の第11に定める。

## 第12 認証の辞退

認証制度に関する基本要項（要項1）の第12に定める。

## 第13 公表

認証制度に関する基本要項（要項1）の第13に定める。

## 第14 認証を受ける者の義務

認証制度に関する基本要項（要項1）の第14に定める。

## 第15 報告

認証制度に関する基本要項（要項1）の第15に定める。

## 第16 認証審査員

AW 畜産協会認証審査員に関する規程（規程1）に定める。

## 第17 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができるものとする。

**附則** この要項は、2017年9月1日から施行する。

**附則** この要項は、アニマルウェルフェア（AW）畜産認証に関する要項を改名、改訂し2020年8月15日から施行する。